

令和4年度 第2回 鯉ヶ沢警察署協議会議事録

開催日時	令和4年10月13日(木) 10:00 ~ 11:00
開催場所	鯉ヶ沢警察署 3階 会議室
出席委員	花田文江会長、野呂謙之副会長、菊谷全弘委員、岩根明美委員
開催内容	
<p>1 開会のことば</p> <p>2 鯉ヶ沢警察署長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 令和4年度上半期の業務推進状況</p> <p>ア 警務会計課</p> <p>(ア) 相談・感謝・苦情の受理状況</p> <p>(イ) 落とし物(遺失)・拾い物(拾得)の受理状況</p> <p>(ウ) 活動状況</p> <p>イ 刑事生活安全課</p> <p>(ア) 刑法犯(窃盗・暴行・器物損壊等)認知・検挙状況</p> <p>(イ) 特殊詐欺の被害・未然防止状況</p> <p>(ウ) 活動状況</p> <p>ウ 地域課</p> <p>(ア) 山岳遭難・水難の発生状況</p> <p>(イ) 110番受理状況</p> <p>(ウ) 活動状況</p> <p>エ 交通課</p> <p>(ア) 交通事故発生件数</p> <p>(イ) 交通事故の特徴(令和4年上半期)</p> <p>(ウ) 活動状況</p> <p>オ 警備課</p> <p>(ア) 大雨・洪水警報に係る被害状況と警察措置</p> <p>(イ) 活動状況</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>問 動物、特に飼い猫や野良猫について、動物愛護の観点から法律で守られ、</p>	

遺棄や虐待は禁止されているが、放し飼いや野良猫の繁殖に伴う糞尿の被害等もあり、警察で行える対策はないか、また、野良猫を増やさない対策はないか

答 結論として、野良猫に関する問題については、県の担当部署の対応となる。

したがって、警察としては、地域住民からそのような相談を受けた場合は、県の担当部署を紹介することになる。

動物愛護法の一部改正により、「首輪がついている」「耳カットされている」「親がいる仔猫」「自由に動ける猫」は、県等が引取りを拒否することができるが、「所有者が分かっている引き渡す必要がある場合」「騒音や悪臭が発生したり毛が飛散するなど周辺的生活環境が損なわれる事態が生じている場合」は、県が引き取ることができる。

質問のように糞尿被害がある場合は、県の動物愛護センターが担当となる。

警察としては、飼い猫が行方不明になっている場合もあることから、遺失届が提出されていないかを確認し、「マイクロチップリーダー」を使用して所有者の判明に努めている。

### (3) 逮捕術訓練視察に関する感想

(議事の前に、当署道場で逮捕術訓練の視察を行ったもの)

- 重い装備を身につけて、犯人を捕まえるために日頃訓練を頑張ってくれているのだと感じた。これからもよろしく願います。
- 逮捕術を見せてもらってとてもためになった。何かあったとき、警察官が来るまでの間、自分の身を守る護身術という意味でも、一般人も身につけておいてもいいと思った。
- 女性警察官も、重い盾を持ったりいろんな訓練をやってきたのだと思うと、本当にすごいと思う。これからも頑張ってください。

## 4 事務連絡

## 5 閉会のことば

